明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一―六七（矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）（人事院一―六七）　一
〔告　示〕
○計量法第百三十四条第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件（経済産業二三六）　二
○計量法第百三十五条第一項の規定に基づき指定校正機関を指定した件（同二三七）
○計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示（同二三八）
○計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示の一部を改正する件（同二三九）
○計量法第百三十五条第三項の規定に基づく特定標準器による校正等の取りやめの告示（同二四〇）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成六年人事院公示第一四号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、国民年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

規則

人事院は、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十一月二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六七

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十四　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）

（人事院規則一―二の一部改正）

第二条　人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　「矯正医官法」とは、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）」をいう。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」を「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは矯正医官法」に改める。

別表の八の表勤務時間法の項の次に次のように加える。

矯正医官法	第五条第一項の申告の文書等	取得の日	三年
	第五条第一項の割振りの文書等	作成の日	三年

別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項中「第三条第四項」の下に「（第三十一条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（人事院規則一―三八の一部改正）

第四条　人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」を「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは矯正医官法」に改める。

（人事院規則一―四五の一部改正）

第五条　人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」を「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は矯正医官法」に改める。